

「創業アクション・プロモーション事業業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「創業アクション・プロモーション事業業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 プロポーザル参加事業者の資格は次のとおりとする。

- (1) 令和元・2年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託）の営業種目「コンピュータ業務」に登録している者、かつ、営業種目「各種調査企画」のうち、営業細目「コンサルティング（B）」に登録している者。
- (2) 所在地区分を「市内」、企業規模を「中小企業」、「その他」で登録している者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。
- (4) 参加意向申出書の提出期限の日から受託者を決定する期日まで、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による停止措置を受けていない者であること。

(事業期間)

第4条 事業期間は令和2年4月1日（水）から令和3年3月31日（水）までとする。

(参加表明手続き)

第5条 本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する者は、参加意向申出書を提出しなければならない。

(参加意向申出書の提案資格の確認等)

第6条 前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者に対しては、第3条に定める提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を通知するものとする。

(提出要請書)

第7条 プロポーザル提案書の提出は、提出要請書によるものとし、原則として、次の各号に掲げる事項について明示する。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第8条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 当該業務の実施方針
- (2) 当該業務の実施内容
- (3) 活動実績及び事業の実施体制
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第9条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 提案内容

- ア 業務目的の理解度
- イ 業務目標の達成に必要な能力
- ウ 業務内容の趣旨を踏まえた企画力 (Web サイト等での情報発信)
- エ 業務内容の趣旨を踏まえた企画力 (若者向け創業機運醸成プログラム)
- オ 効果的な広報
- カ 業務内容及び行程 (スケジュール等) の実現性・妥当性
- キ 情報管理

(2) 実施体制

- ア 担当者の構成・人数
- イ 同種又は類似業務の実績の内容

(3) その他

- ア 市内中小企業加点
- イ 企業としての取組に関する視点
 - (ア) ワークライフバランスに関する取組
 - (イ) 障害者雇用に関する取組

- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第 10 条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びウエイト並びに評価基準の確認
- (3) ヒアリング
- (4) プロポーザルの評価結果の報告

2 評価委員会には委員長、副委員長、及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 経済局企画調整課長
副委員長 経済局企業誘致・立地課長
委員 経済局金融課長
経済局経営・創業支援課長
経済局新産業創造課 担当係長

3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の 5 分の 4 の出席をもって成立する。

5 評価委員の採点の合計点数が、満点の 10 分の 6 以上のものの中から高い順に受託候補者を決定する。

6 評価結果において、同点の場合が生じたときは、第 9 条第 1 項第 1 号「ア 業務目的の理解度」、「ウ 業務内容の趣旨を踏まえた企画力 (Web サイト等での情報発信)」、「エ 業務内容の趣旨を踏まえた企画力 (若者向け創業機運醸成プログラム)」、「オ 効果的な広報」及び第 9 条第 1 項第 2 号「イ 同種又は類似業務の実績の内容」の評価委員の採点の合計点数によって決する。

7 委員長は、評価結果を局業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第 11 条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(停止条件)

第 12 条 令和 2 年度予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする。予算の議決がなされないときは、本プロポーザルの実施及び特定等に関する審査は成立しないものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 1 月 22 日から施行する。